

亀山市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第6号

亀山市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所 <u>(任命権者又は出張命令の専決権を有する者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p>

を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(3) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び職員の死亡当時職員と生計を一にしていた父母その他の親族をいう。

(4) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して出張に係る役務その他の規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該出張に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2～4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができ

(3) 遺族 職員の配偶者、子及び職員の死亡当時職員と生計を一にしていた父母その他の親族をいう。

[号を加える。]

(旅費の支給)

第3条 [略]

2～4 [略]

[項を加える。]

る者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該出張のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（出張命令等）

[項を加える。]

[項を加える。]

（出張命令等）

第4条 次の各号に掲げる出張は、当該各号に掲げる区分により出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下この条及び次条において「出張命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 及び(2) [略]

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令書又は出張依頼書（以下この条において「出張命令書等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該出張者に通知してしなければならない。ただし、出張命令書等に当該事項の記載又は

第4条 次の各号に掲げる出張は、当該各号に掲げる区分により任命権者又は出張命令の専決権を有する者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 及び(2) [略]

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

[項を加える。]

記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により出張命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 出張命令書等の様式は、規則に定めるところによる。

(出張命令等に従わない出張)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2及び3 [略]

[条を削る。]

[項を加える。]

4 出張命令書等の様式は、規則に定めるところによる。

(出張命令等に従わない出張)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2及び3 [略]

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路

程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

（特殊旅費の種類）

第7条 特殊旅費の種類は、研修等旅費、市内旅費及び外国旅費とする。

2 研修等旅費は、規則で定める出張について、前条の普通旅費に代えて規則で定める額を支給する。

3 市内旅費は、市内における出張について、前条の普通旅費に代えて規則で定める額を支給する。

4 外国旅費は、本邦と外国との間における出張及び外国における出張について、前条の普通旅費に代えて国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて市長が定める額を支給する。

5 特殊旅費の額は、前条の普通旅費についてこの条例に定める基準を超

[条を削る。]

(旅費の計算)

第6条 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして第8条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

[条を削る。]

[条を削る。]

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に

えることができない。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

第9条 旅費計算上の出張日数は、出張のため現に要した日数による。

第10条 出張中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に規則で定める様式に必要な書類を

記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（第3項において「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2及び3 [略]

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われた

添えてしなければならない。

2及び3 [略]

[項を加える。]

[項を加える。]

ときは、任命権者の使用に係る電子
計算機に備えられたファイルへの記
録がなされた時に当該請求書又は資
料を提出したものとみなす。

6 第1項に規定する請求書及び資料
の種類、記載事項又は記録事項その
他の必要な事項は、規則で定める。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、
航空賃、その他の交通費、宿泊費、
包括宿泊費及び宿泊手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法
（昭和61年法律第92号）第2条
第1項に規定する鉄道事業の用に供
する鉄道及び軌道法（大正10年法
律第76号）第1条第1項に規定す
る軌道その他規則で定めるものをい
う。次項及び第12条において同
じ。）を利用する移動に要する費用
とし、その額は、次に掲げる費用
（第2号から第6号までに掲げる費
用は、第1号に掲げる運賃に加えて
別に支払うものであって、公務のた
め特に必要とするものに限る。）の
額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

[項を加える。]

[条を加える。]

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる
旅客運賃（以下この条において「運
賃」という。）、急行料金及び特別
車両料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の額は、別表による運
賃

(2) 急行料金を徴する列車を運

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか規則で定める職員に特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金ほか座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合で、当該急行料金を現に支払ったときに限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、現に支払った特別車両料金

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

を支給する。

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上の場合に限り支給する。

(船賃)

第13条 船賃の額は、別表の旅客運賃による。

2 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、旅客運賃のほか、現に要した寝台料金を支給する。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

[条を削る。]

(航空賃)

第14条 航空賃は、緊急やむを得ない公務上の必要により航空機を利用した場合に限り、現に支払った旅客運賃を支給する。

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、その路程に1キロメー

トル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 次に掲げる地域への出張で、出張命令権者が必要と認める場合には、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を車賃として支給することができる。

(1) 東京都（特別区の存する地域に限る。） 1日につき1,500円

(2) 政令指定都市 1日につき1,000円

4 公用車により出張したときは、車賃を支給しない。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

[条を加える。]

(2) 道路運送法第3条第1号ハ
に掲げる一般乗用旅客自動車運送
事業の用に供する自動車その他の
旅客を運送する交通手段（前号に
規定する自動車を除く。）を利用
する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の
費用であつて、道路運送法第80
条第1項の許可を受けて業として
有償で貸し渡す自家用自動車の賃
料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随
する費用

2 前項第3号に定める移動に直接要
する費用のうち、職員が出張命令権
者の承認を受けて行う自家用自動車
等による出張（次項において「自家
用車出張」という。）をする場合の
移動に直接要する費用は、次項によ
り計算した路程に、1キロメートル
につき23円を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該出張につき自
家用車出張の全路程を通算して計算
し、路程に1キロメートル未満の端
数を生じたときは、これを切り捨て
る。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、出張中の宿泊に
要する費用とし、その額は、地域の

[条を加える。]

実情を勘案して別表に定める額（次
条において「宿泊費基準額」とい
う。）とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿
泊に対する一体の対価として支払わ
れる費用とし、その額は、当該移動
に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びそ
の他の交通費の額並びに当該宿泊に
係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う出
張に必要な諸雑費に充てるための費
用とし、その額は、1夜当たり2、
400円とする。

2 宿泊手当の額は、第13条の規定
により支給される宿泊費又は前条の
規定により支給される包括宿泊費に
ついて次の各号に掲げる場合に該当
するときは、前項の規定にかかわら
ず、当該各号に掲げる額とする。

（1） 朝食又は夕食に係る費用の
いずれかに相当するものが含まれ
る場合 前項で定める定額の3分
の2の額

（2） 朝食及び夕食に係る費用に
相当するものが含まれる場合 前
項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合であって、

[条を加える。]

[条を加える。]

鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときの宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項で定める定額の3分の1の額とする。

4 出張者が、出張中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（退職者等の旅費）

第16条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う出張について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

[条を加える。]

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

[条を加える。]

（証人等の旅費）

第18条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で

[条を加える。]

定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第2項に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条及び第14条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

[条を削る。]

[条を加える。]

(日当)

第16条 日当の額は、別表の定額による。

2 日当は、鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路100キロメートル未満の出張の場合においては、支給しない。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる出張については、鉄道1キロメートル、水路2分の1キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみな

[条を削る。]

[条を削る。]

(旅費の調整)

第20条 [略]

(旅費の返納)

第21条 任命権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づき規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づき規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額

して、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、別表の定額による。ただし、特別の事情により定額の宿泊料で宿泊の実費を支弁することができない場合には、実費額によることができる。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃又は航空賃のほか別に食費を要する場合に限り支給する。

(旅費の調整)

第19条 [略]

[条を加える。]

<p>を差し引くことができる。</p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p><u>(準用規定)</u></p> <p><u>第22条 外国における出張の場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の適用を受ける国家公務員等に支給される外国旅行の旅費の例による。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第23条 [略]</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 [略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	市長、副市長、教育長及び病院事業管理者	左記以外の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円

東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円

大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する出張に係る改正後の亀山市職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による旅費の支給及び出張命令又は出張依頼並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第3条 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職(免職を含む。)、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

第4条 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、改正前の亀山市職員の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。

第5条 新条例第21条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

第6条 前3条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年亀山

市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、亀山市職員の旅費に関する条例(平成17年亀山市条例第45号)に規定する旅費に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。この場合において、同条例第9条第1項第5号中「<u>特別車両料金(市長に限る。)</u>」とあるのは「<u>特別車両料金</u>」と、別表中「<u>市長、副市長、教育長及び病院事業管理者</u>」とあるのは「<u>議長、副議長及び議員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、亀山市職員の旅費に関する条例(平成17年亀山市条例第45号)<u>別表の市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の項</u>に規定する旅費に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。この場合において、同条例第12条第1項第3号中「<u>規則で定める職員</u>」とあるのは、「<u>議長、副議長及び議員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表旅費の額の欄中「別表の市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の項に規

定する旅費」を「に規定する旅費（宿泊費基準額は、同条例別表の市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の欄に掲げる額）」に、「別表の消防長の項に規定する旅費」を「に規定する旅費（宿泊費基準額は、同条例別表の左記以外の職員の欄に掲げる額）」に改め、同表中

年額 11,300円	旅費条例別表の上記以外の職員の項に規定する旅費に相当する額	を
日額 7,100円		
予算の範囲内で任命権者が定める額		

年額 11,300円	に改める。
日額 7,100円	
予算の範囲内で任命権者が定める額	

（亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第9条 亀山市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （2） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（実費弁償）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定により支給する実費弁償の額は、亀山市職員の旅費に關す</p>	<p>（実費弁償）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定により支給する実費弁償の額は、亀山市職員の旅費に關す</p>

<p>る条例（平成17年亀山市条例第45号）に規定する旅費（<u>宿泊費基準額は、同条例別表中の左記以外の職員の欄に掲げる額</u>）に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。</p>	<p>る条例（平成17年亀山市条例第45号）<u>別表の上記以外の職員の項</u>に規定する旅費に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

（亀山市消防団条例の一部改正）

第10条 亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （2） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（費用弁償） 第14条 [略] 2 [略] 3 前項の規定により支給する旅費の額は、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）に規定する旅費（<u>宿泊費基準額は、同条例別表中の左記以外の職員の欄に掲げる額</u>）に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。</p>	<p>（費用弁償） 第14条 [略] 2 [略] 3 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>団長にあつては</u>亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）<u>別表の消防長の項</u>に規定する旅費に相当する額、<u>その他の団員にあつては同表の上記以外の職員の項</u>に規定する旅費に相当する額とし、その支給については、同</p>

4 [略]	条例の規定を準用する。 4 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	